

【質問】 医療機関で処方することができる湿布の枚数制限が厳しくなったと聞きました。どうしてでしょうか。

(85歳男性)



湿布薬の枚数制限

円の医療費削減につながるためです。増え続ける医療費を抑制するために考

考えが根底にあります。病院で処方された湿布薬を、他人に渡したことはありませんか。痛み止め、風邪薬、睡眠薬など応急で使う薬はどうですか。処方された薬を他人に渡すという行為は認められていません。時々外来で、体中に何枚も貼ってあります。これらは保険診療外の薬です。将来的には、湿布薬や風邪薬、痛み止め等をスイッチOTC薬として保険診療から外し、医療費の抑制を図ろうとする動きがあります。湿布薬や痛み止めなどが保険の適用から外されると困る人がたくさん出てきます。今回の改定を機に薬の適正使用について考えてみてください。(県医師会)

無駄な使用省く狙い

1回の処方で70枚まで

【回答】 4月の診療報酬改定で「一度に処方できる湿布薬は種類によらず70枚を超えての投薬を制限する」と規定されました。ただし「医師が疾患の特性等により、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その投薬理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載すれば算定可能」との例外処置も規定されています。加えて、処方せんには湿布薬

を貼る投薬全量、1日分の用量または何日分に相当するかの記載が必要となりました。

1回で70枚を超えて湿布薬を処方されている人は1カ月に延べ約30万人いると推定されており、政府は国費ベースで年間数十億

えられた規定です。しかし以前から、湿布薬を使用できる部位は1日に3部位まで、月に140枚を超えてはいけないという暗黙の規定がありました。今回の規定には、枚数の制限というよりも「無駄な薬の使用を省く」といった

重大な副作用を生じる危険性があります。指示された処方内容に従い適正に使用してください。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。